

国民年金保険料 免除制度があります!

前年所得が基準額に満たない方、あるいは離職状態にある方等、経済的な理由で年金保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付を「免除される制度」があります。

①保険料免除制度

経済的な理由などで、保険料を納めることが困難なときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額又は一部が免除されます。申請者本人のほか、配偶者および世帯主の方の前年所得により決定されます。

- ・全額免除 全額 14,980円 が免除
- ・4分の3免除 3/4 11,230円 が免除 (保険料の1/4は納付)
- ・半額免除 1/2 7,490円 が免除 (保険料の1/2は納付)
- ・4分の1免除 1/4 3,740円 が免除 (保険料の3/4は納付)

老齢・障害・遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入され、老齢基礎年金の金額にも反映されます。

(一部免除は、免除されない部分の保険料を納付されない場合、その期間は未納となりますのでご注意ください。)

②若年者納付猶予制度

本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の納付が全額猶予されます。申請者本人と配偶者の前年所得により決定されます。

老齢・障害・遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入されますが、老齢基礎年金の金額には反映されません。

③追納制度

保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納付(追納)することができ、年金額を満額に近づけることができます。(ただし、当時の保険料に一定の加算額が上乘せされる場合があります。)

*平成24年6月まで一部免除及び失業等を理由とした特例による免除が承認となった方は、7月以降新たに申請が必要です。

お問い合わせ先 町民課住民係まで

慰霊巡拝について

戦没者遺族の方で希望者を対象に慰霊巡拝が実施されています。今年度から参加遺族(子、兄弟姉妹)の配偶者及び孫に加え、甥・姪の参加も認められ、参加者が選考されます。遺族代表者内申書などの提出もあります。ご希望の方は、町民課福祉係までお問い合わせください。

日 程

	実施地域名	実施予定時期	募集人員	内申締切日	内定通知
1	東部ニューギニア (1班)	11/10(土)~11/17(土)	30名	8/3(金)	8月下旬
	東部ニューギニア (2班)				
2	硫黄島 (第2次)	11/13(火)~11/14(水)	100名	8/3(金)	8月下旬
3	北ボルネオ	12/ 5(水)~12/12(水)	15名	8/27(月)	9月中旬
4	トラック諸島	1/19(土)~ 1/26(土)	15名	10/10(水)	11月上旬
5	マリアナ諸島	1/19(土)~ 1/26(土)	15名	10/10(水)	11月上旬
	フィリピン (1班)	2/13(水)~ 2/22(金)	60名	10/12(金)	12月上旬
	フィリピン (2班)				
	フィリピン (3班)				
	硫黄島 (第3次)	2/26(火)~ 2/27(水)	100名	10/26(金)	12月上旬
	マーシャル・ギルバード諸島 (1班)	3/ 2(土)~ 3/10(日)	20名	11/20(火)	12月中旬
	マーシャル・ギルバード諸島 (2班)				